

## 平成26年度 第2回 杉並区防災会議 会議記録

会議名	平成26年度 第2回 杉並区防災会議
日時	平成27年3月20日(金) 午後3時00～午後4時00
記録作成年月日	平成27年3月31日(火)
作成者	杉並区危機管理室防災課管理係
会場	杉並区役所 西棟5階第3・4委員会室
委員	委員：松沼副区長、宇賀神副区長、井出教育長、鈴木区議、杉並消防団長、荻窪消防団長、杉並区防災市民組織連絡協議会会長、東京都建設局第三建設事務所長、東京都水道局西部支所杉並営業所長、東京都下水道局西部第一下水道事務所長(代理)、東京都下水道局第二基幹施設再構築事務所長、警視庁第四方面本部長(代理)、警視庁杉並警察署長(代理)、警視庁高井戸警察署長(代理)、警視庁荻窪警察署長(代理)、東京消防庁第四消防方面本部長、東京消防庁杉並消防署長、東京消防庁荻窪消防署長、陸上自衛隊第一普通科連隊第四中隊長(代理)、日本郵便株式会社杉並郵便局長、東日本旅客鉄道(株)東京支社荻窪駅長(代理)、東日本電信電話株式会社東京北支店 支店長、東京電力(株)東京支店荻窪支社長(代理)、東京ガス(株)西部支店長(代理)、東京地下鉄(株)新宿駅務管区荻窪地域区長、東京都トラック協会杉並支部長、(一社)杉並区医師会理事(代理)、(一社)東京都杉並区歯科医師会理事、(一社)杉並区薬剤師会長、常葉大学大学院環境防災研究科長教授、
事務局	危機管理室長、防災課長
配布資料	1 杉並区地域防災計画(平成27年修正)(案) 2 杉並区防災会議委員名簿 3 杉並区防災会議席次
会議次第	1 開会 2 新委員紹介 3 議題 杉並区地域防災計画(平成27年修正)(案)について ① 杉並区地域防災計画(平成27年修正)修正方針について 【資料1】 ② 主要修正項目の修正概要について 【資料2】、(別紙1、2) ③ 主要修正項目の新旧対照表 【資料3】、(別紙1、2) ※議題②、③の(別紙1、2)は同じものです。 4 今後のスケジュール 5 会議終了 6 事務連絡

## 1. 開 会

危機管理室長	<p>定刻になりましたので、これより平成 26 年度第 2 回杉並区防災会議を開催いたします。私は事務局の危機管理室長の南雲でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>防災会議委員は、会長の杉並区長を含め、34 名です。また、本日は代理を含め、31 名の委員に御出席いただいています。</p> <p>はじめに、当防災会議の会長である田中良区長より御挨拶申し上げます。</p>
--------	---

## 2. 会長挨拶

田中区長	<p>本日は、年度末の大変御多忙の中を、平成 26 年度第 2 回杉並区防災会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいま御紹介いただきました区長の田中良でございます。杉並区防災会議の会長といたしまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。本日御審議いただきます杉並区地域防災計画は、災害対策基本法の改正や地区防災計画ガイドラインの策定などの国の動向、昨年 7 月に行われた東京都地域防災計画の修正などの東京都の動向を踏まえまして、また杉並区や関係機関が進めています木造住宅密集地域への火災、延焼対策、帰宅困難者対策、災害時要配慮者対策などを更に前進させるための計画でございます。本計画につきましては、昨年 11 月 10 日に開催しました平成 26 年度第 1 回杉並区防災会議において、策定方針を定め、皆様と一緒に計画・策定を進めてきた次第です。</p> <p>さて、今年の 1 月 17 日には、阪神淡路大震災から 20 年を迎えました。先週の 3 月 11 日には、東日本大震災から 4 年という時間が経過しております。杉並区は、首都直下地震は必ず起きるという認識の下に、木造住宅密集地域の不燃化対策や狭あい道路の拡幅整備事業などのハード面の対策と、防災市民組織や消防団の支援などのソフト面の対策をスピード感をもって進めてまいりました。また、昨年は区内でも多くの水害による被害が発生いたしました。区は今回改定しました区の総合計画、実行計画の中で、水害発生地域対策の推進を掲げまして、総合的な災害対策を進めていく予定でございます。こうした状況を十分に踏まえまして、今回、地域防災計画の見直しを進めてまいりましたが、このたび関係機関等と調整をして、平成 27 年修正(案)が整いましたので、本日御審議、御決定いただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。防災に関わる状況は、日々目まぐるしく変化をしているわけですが、この計画を区民の皆様へ提示して、そして今後の区の防災、減災対策全般の指針としてまいりたいと考えています。</p> <p>結びに、本日御出席の皆様方の益々の御健勝と御多幸を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。それでは、どうぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
------	---

## 3. 新委員紹介

危機管理室長	<p>続きまして、前回と委員が交代されていますので、お手元の資料「防災会議委員名簿」に基づいて御紹介させていただきます。お名前を申し上げますので、申し訳ございませんが、御起立のほどお願いいたします。警視庁第四方面本部長吉田宏彦様ですが、本日は代理で、櫻田様がおいでになっています。よろしくお願いいたします。</p>
--------	---

警視庁第四方面 本部長代理 (櫻田様)	よろしく申し上げます。
危機管理室長	高井戸警察署長高濱裕章様ですが、本日は代理で、警備課長の小鍋様がいらしてま す。
高井戸警察署長 代理(小鍋様)	よろしく申し上げます。
危機管理室長	続きまして、荻窪警察署長の寺田守孝様ですが、警備課長の矢崎様がお見えになっ ています。
荻窪警察署長 代理(矢崎様)	よろしく申し上げます。

#### 4. 議 題

危機管理室長	どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。会長、よろしく お願いいたします。
田中区長	それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の議題は「杉並区地域防 災計画(平成 27 年修正)(案)について」です。事務局の防災課長から説明をお願いします す。
防災課長	<p>防災課長の高山です。資料に基づいて説明をさせていただきますので、どうぞよ ろしくお願いいたします。お手元に、会議の次第、資料 1「杉並区地域防災計画(平 成 27 年修正)の修正方針について」、資料 2 として、「主要修正項目の修正概要につ いて」、資料 3「主要修正項目の新旧対照表」を御用意しています。その他、別紙 1、 別紙 2 として、それぞれ今申し上げた資料を補足する資料となります。それと、お 手元に修正(案)の本ということで、震災時編、風水害時編も用意させていただいてい ます。資料のない方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>それでは、資料に基づいて説明させていただきます。まず、資料 1 です。昨年 11 月 10 日に第 1 回防災会議を開催してその修正方針を策定しました。そのときの、今 回の修正の主要の 4 つの修正項目として、1 番目が地域防災力の向上、2 番目が避難 体制の強化、3 番目が災害に強い防災まちづくり、その他という 4 つの修正の主な項 目を挙げさせていただきまして、それぞれ修正を行ってきているところです。それ ぞれ(1)～(4)の主要な内容を示していますけれども、更にその内容を詳しく概要を示 したものが資料 2 になります。A3 の資料ですが、ここに今申し上げた 4 つの視点の 細かい内容を記載させていただいています。</p> <p>まず、1 番目が地域防災力の向上ということで、4 つの項目を挙げています。今日 説明させていただくのは、まず「地区防災計画の推進」の修正概要です。杉並区の 避難所は震災救援所と言っていますが、そこに連絡会を作り、区内の一定の地区の 住民によって構成される団体などは、地域コミュニティにおける共助による防災 活動の推進の観点から、地域防災計画を作成することができるということで、災害 対策基本法でも謳われてきています。そうした地区防災計画を作るに当たって、震 災救援所の運営管理マニュアルが、そういったものに当たるという理解を示してい</p>

るところです。震災救援所運営連絡会等は、地域防災計画に地区防災計画を定めることを素案に添えて区防災会議へ提案することができるということで、提案を受けた区防災会議は、その必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるといった内容が記されています。

続いて「災害情報の収集と発信方法の強化」です。この GIS は前回の会議でも話題になりましたけれども、こちらの表の下に、GIS の説明を加えてあります。※印ですが、ちょっと細かいですけれども、位置などに関する様々な情報をコンピュータを用いて電子地図上に重ね合わせて情報の分析、解析を行い、情報を視覚的に表示させるシステムということです。このシステムを利用して、災害情報の把握や位置情報共有システムを構築していくということを記しています。最新の被害状況とか避難経路等の情報を区民に発信・共有することで、安全な避難誘導など、二次被害の発生を防止していくこととしています。

更に、「災害時要配慮者支援の充実」です。要配慮者の安否を迅速に確認するというので、今の GIS を活用して、安否確認を速やかに確認できる体制を整備していくということを今回の計画の中で明示しています。

2 番目の「避難体制の強化」として、初めに、「避難勧告等の判断基準・伝達方法の具体化」です。こちらの内容の修正は、別紙 1 を御覧ください。「避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令」ということで、少し細かく整理させていただきました。避難行動というのが、避難所に移動するというだけでなく、ここに掲げる避難所への移動も含めた 3 つのことを避難行動として整理し、避難行動の呼称も、「立ち退き避難」「屋内安全確保」として大きく 2 つに分けています。この避難勧告等が出されたときの区民の避難行動というのは、避難準備情報、避難勧告、避難指示の 3 つの整理の中で、区民に求められる行動を、こうした場合に、それぞれ 3 つの行動として求められますというようなことで整理しています。

避難勧告等の発令の判断基準です。区内には 3 つの大きな河川がありますが、それぞれの河川ごとに避難準備情報と避難勧告、避難指示を出す判断基準、実施基準を明記しています。まず、洪水予報河川として、神田川の避難準備情報を出すに当たっての判断基準を(1)～(3)に示しています。それから、夜間から明け方になる場合も、こちらの(1)～(3)に示しています。避難勧告、避難指示についても、同じように判断基準を示しています。

次に、水位周知河川の善福寺川、及び妙正寺川についても、今申しました避難準備情報、避難勧告、避難指示の判断基準を示しています。

続いて、「土砂災害における避難勧告等」についてです。区内には「堀ノ内」と「大宮」という土砂災害の危険箇所が 2 箇所ありますが、土砂災害における避難勧告等の実施基準についても、避難準備情報、避難勧告、避難指示を先ほどと同じような形で示しています。以上、別紙 1 の避難勧告等の内容をこちらで確認いただければと思います。

続いて、「指定緊急避難場所、指定避難所の指定」です。こちらは資料 3 の 9 ページ、9/22 と書いてあるページです。指定緊急避難場所、指定避難所がどういう形のものかということです。「指定緊急避難場所」というのは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波

などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所と定義付けられています。「指定避難所」とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設としています。その具体的な内容が 10/22 ページです。区が避難所とか避難場所として指定しているのが、先ほど申しました震災救援所と、第二次救援所、福祉救援所、一時避難地などです。それぞれが、今申しました指定緊急避難場所、指定所に対してどういう定義になるかということ、こちらの表に示しています。震災救援所の例を挙げれば、小中学校が震災救援所となっていますけれども、これは地震とか大規模火災のときの指定緊急避難場所や指定避難所に指定しています。それから第二次救援所の地域区民センター等ですが、地震、大規模火災時の指定避難所、つまり避難して生活する場所として指定しているところです。あとは一時避難地として、馬橋公園、塚山公園がありますが、地震、大規模火災時の指定緊急避難場所として指定したいと考えています。以上が指定緊急避難場所、指定避難所についての説明になります。

続いて、資料 2 に戻りますが、裏面の③「災害に強い防災まちづくり」の視点で、3 つの項目が整理されています。「木造住宅密集地域の不燃化の促進」ですが、今回新たに、方南町地区の不燃化特区の指定申請を行い、不燃化のまちづくりの取組を推進していくという内容が盛り込まれています。また、「狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進」ということで、こちらも平成 26 年度に「狭あい道路拡幅整備に関する審議会」を立ち上げて検討を続けているところです。より実効性の高い拡幅整備を進めることができるように条例改正について検討を行っています。区の実行計画の中で、今それぞれ目標に掲げている数値等も示しています。

続いて、「その他」として、新しく区の実行計画の中に盛り込んで掲げているのは、「帰宅困難者対策の推進」です。こちらは平成 26 年度に、区は初めて民間一時滞在施設として指定し、その 2 箇所を明記しています。今、「駅前滞留者対策協議会」を荻窪駅に作っているのですが、それを更に JR 各駅に広げていくような内容を計画の中に盛り込んでいます。

また、「物流事業者との連携」という項目ですが、これは別紙 2 の「支援物資の輸送」に、それぞれの機関ごとの対策内容を表でまとめて、取組内容は、文章で記載しています。次のページに、それを図で示し分かりやすくしたものが「輸送経路図」になります。また、震災救援所等は避難所になっていますけれども、こういった形で支援物資が運ばれてくるのかという輸送経路を図式化しています。災害備蓄倉庫から入ってくるものと、区内の 3 つの支援物資の起点である体育館へ支援物資が、東京都から輸送拠点を通じて入ってきます。あと、区では、「自治体スクラム支援会議」という公益的な自治体との連携をしていますので、そうした自治体からも支援物資を入れてくるということを図式化しています。この輸送に当たっては、区直属だけでなく、都トラック協会杉並支部との連携を調整して、支援物資の輸送も確保していくということ、今回きちんと改めて詳細な形で記載させていただいたところです。

その他、この表を見ていただきまして、もう一度修正内容について、御確認をお願いできればと思っています。私からの説明は以上です。

<p>危機管理室長</p>	<p>ちょっと説明が分かりづらかった点が1点あります。資料2の②「避難体制の強化」の中で、「指定緊急避難場所、指定避難所の指定について検討を進める」ということですが、これは一体どういうことなのかが分かりづらかったので改めて申し上げます。国や都のスキームでは、災害の種類によって指定緊急避難場所なり、指定避難所を指定していくのだというスキームになったのです。ただ、杉並区は従来、例えば小中学校は震災救済所、それから支援が必要な人のための区民センターは第二次救済所、医療的ケアが必要な方のための区立養護施設(障害者施設)は福祉救済所、馬橋公園や塚山公園は一時避難地とか、そういう言い方をずっとしてまいりましたので、これは区民の方々が慣れ親しんでいますので、これを引き続き使うと。地域防災計画の中では、一体、これが指定緊急避難場所なのか、又は指定避難所なのかということを経営防災計画の中で明らかになるように、改めて定義付けしておきましょうと、そういうことを今回の修正の中に盛り込もうという趣旨です。先ほどの資料3の10/22ページ以降に、震災時とか、風水害時における指定緊急避難場所や避難所というのは、どういう所を指すのかを地域防災計画の中で明記したいということですので、少し補足させていただきました。</p>
<p>田中区長</p>	<p>ただいまの件について、御質問、御意見などありましたら、挙手の上、御発言をお願いします。</p>
<p>重川教授</p>	<p>御説明ありがとうございました。今の補足説明にありました指定緊急避難場所、指定避難所という言葉なのですが、分かりやすく言うと、指定緊急避難場所というのは命を守るために、例えば風水害、地震、延焼火災などで、とりあえず命を守るためにどこに逃げるべきなのかを区民の方が日頃から十分考えておいていただかなければいけないです。それから、指定避難所というのは、ここに書かれているように生活のための避難所ですよね。避難所運営訓練などをされておりますが、やはり、ある一定期間、皆さんで協力しながら生活していかなければいけない場所ということで、今の御説明でも言葉が何種類もあって分かりにくいということなのですが、是非、区民の方に具体的な目的をしっかりと周知していただいて、それぞれがどこが自分たちの指定緊急避難場所なのか、あるいは指定避難所なのか。指定避難所の中では、どういう役割を果たしていかなければいけないのかといったようなことも併せて、今後周知していただけると、この名前が実際に浸透してうまく機能するのではないかと思います。</p> <p>もう1点は、「その他」の所で、小中学校での備蓄の推進と書かれているのですが、ここもまず是非、自助の意識を子どもたちに持ってもらうことで、区や教育委員会のみが備蓄するのではなく、例えば今、ペットボトルは安いですから、その学期ごとに児童生徒に500mlのペットボトルを1本ずつ持ってこさせて、いすや机の中に置いておいて、学期が変わる度にそれを飲んで更新するというような、最低限生きていくための水分補給のためのものは、自助努力で子どもたちが用意をするといったような試みができていけば、すごくすばらしいなと思っております。全部が全部、区がやらなくても、区民一人一人、子どもたちがやれることもあるのではないかなと思います。</p> <p>最後に、マイナンバー制度の導入に伴い、これからは震災の避難所や、ここにもありました疎開や復旧、復興、町づくりを含めて、長期的に住民個人々人を同定して、</p>

	<p>いろいろな施策を追いかけていかなければいけない。支援策などを確認しながら追っていかなければいけないときには、多分このマイナンバーを併せて、被災者生活再建支援システムや罹災証明書の発行とか、避難所での名簿作成に、これを導入していくと、今まで発生していたような混乱や二度三度手間みたいなものは防げていくのではと思います。これは、将来の話になると思うのですが、こういったものの導入や検討も必要になっていくのではないかと感じております。</p>
田中区長	<p>ありがとうございました。ほかにありますか。何か、この際だからということで、御意見でも結構です。</p>
第四消防方面 本部長	<p>別紙1の資料の後ろから2枚目ですが、「土砂災害における避難勧告等の実施基準」と記載されておりますよね。その中で、1番に、「(1)～(3)の内容から総合的に判断し、土砂災害危険箇所周辺に避難準備情報を発令する」とあります。(1)に、大雨警報があるのですが、多分3番に包括はされていると思うのですが、今、日本で10年に1回と言われているときに発令される特別警報がありますよね。この特別警報という単語が、どこかに入っていたほうが分かりやすいのではないのかなど。包括としては多分(3)であって、「その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認める場合」で読めるとは思うのですが、やはり今、10年に1回といいながら、結構去年辺りも大雪やいろいろな部分で、特別という名称で気象庁なども言っていますので、1文をどこかに入れておくと、発令で特別警報が出たらすぐだよという形でお示されると分かりやすいような気がしたのですが、いかがでしょうか。</p>
危機管理室長	<p>今の第四消防方面本部長の御指摘ですが、これについては土木担当の所管と相談して、検討させていただきたいと思っております。それから、先ほどの重川委員のお話ですが、指定避難所、いわゆる杉並区では震災救護所ですが、避難生活の場ですが、自分の近くの震災救護所を知っているかというようなアンケートに対する区民の答えは80%を超えております。引き続き、なお周知に努めてまいりたいと思っております。また、震災教育に関しての御指摘もあったかと思っております。自助力の弱い利用者である小中学校の児童生徒もやれることがあるのではないかなどという御指摘がありました。私は、それは震災教育の一環かなとも理解していたのですが、違っていたらまた御指摘ください。その辺りも、教育委員会と連携して進めてまいりますし、地域防災計画の中でどのように謳っていいのかということも、引き続き検討させていただきたいと考えております。</p>
田中区長	<p>他にありますか。</p>
第三建設事務所長	<p>今日の御説明の中で、水害への対応がありました。先ほどから出てまいりましたが、神田川、善福寺川、妙正寺川の整備がまだ道半ばで、御心配をおかけしているところですが、整備が整うまでの間は、別紙1にありました東京都の洪水予報河川に連携をとった避難準備情報などを協力してきちんとやっていくことが大事かなと思っております。こういう情報は、また東京都の水防本部から出てくる部分もあると思いますが、三建といたしましても、現場で杉並区と一緒に水防をやっていく機関として、全力でやってまいりたいと思っております。引き続き連携をとってやっていくように心がけますので、よろしくお願いいたします。</p>
田中区長	<p>いろいろありましたからね。ありがとうございました。ほかにありますか。</p>
重川教授	<p>度々申し訳ありません。資料2の①の中に、「災害情報の収集と発信方法の強化」</p>

	<p>という項目があります。区民の方がスマートフォンなどから最新情報を緊急時に受け取れるのは非常に重要なことだと思います。加えて、実は消防団の方ですが、一般の津波あるいは土砂災害時などを含めて、消防団の方は真っ先に一番危険な所へ行かれるのですが、残念ながら情報連絡手段というのは個人の携帯電話に頼らざるを得ないと。幹部の方は、充電器無線を持っていらっしゃるかと思うのですが、情報の収集と発信手段が非常に弱いのですね。そのために、本当に命からがら危険な目に遭遇されているケースを、これまでたくさんお聞きしております。できれば、消防団の方に対して何らかの災害時に有効に使えるような情報収集あるいは伝達のためのツールはできないものかと思っているのですが、いかがでしょうか。</p>
田中区長	<p>いかがですか。消防団の方は。消防団長、どうぞ。</p>
杉並消防団長	<p>消防団としては、一応 MC 無線というものがあります。デジタルの無線は各分団長と、小屋というか、分団の本部には置いてあるのですよ。あとは携帯なのですが、しかし携帯はこの間のようになってしまうと全然使いものにならない。そうすると、各小屋(分団の本部)に入っているのが、連絡系統については自転車なのです。それから、昔、配付された無線機があるのですが、それはデジタルなものですから、建物が高い所へ行くと大体話が聞こえなくなってしまうことが多いのですよね。ですから、確かに通信機構的なものは本当に欲しいのですが、今、MC 無線も 1 回新宿へ行行って新宿からまた戻ってくる形態のもので、善福寺川でやっている訓練のときなどは、それを使って本部と一応話をしているのですが、消防署とはつながらない無線です。ですから、個人的に持ったとしても、それをどのように使うかというか、本当の災害のときには小屋に行けば一応は使えるのです。しかし、副団長、分団長以上は一応 1 つずつ持っていることになっていると思います。ですから、一応そこに集まった時点での連絡はできなくはないです。結局、小屋に集まる。1 分団、2 分団。杉並区は荻窪と 2 つあるのですが、荻窪が 7 分団で、杉並が 9 分団なのですが、結局その分団の本部に行けば一応本部との連絡は取れるようにはなっております。ただ、細かい所の届かないような所では、何かの連絡となると、やはり徒歩や自転車などで連絡するような、どちらにしても、車はいっぱいで走ることができないのではないかと思います。ですから、やはり徒歩か自転車だと思っています。</p>
防災課長	<p>本庁も、かなりそういった意味では、助成金、補助金を出して、設備の充実強化を図っていたりしていますし、青梅市などは防災アプリで、消防団の体制や指示をするという点で情報提供するための仕組みをつくったりしています。そういったことも行政として情報収集をしながら、消防と連携をとって、消防団の活動、情報収集などの設備に何かしらの貢献ができるようなことができればと思います。</p>
田中区長	<p>先生がおっしゃっていたのは、消防団の皆さんが現場でいろいろ見たり遭遇したりするリアルタイムの情報が、調整や指揮をする所にリアルタイムの情報がくるような体制をつくれないう趣旨ですね。</p>
重川教授	<p>そうですね。今の団長さんのお話では、団長あるいは分団長さんの所まではいくのですが実際災害が起きると、みんな本当に前線に散っていくわけですよ。そうすると、例えば東日本などと、津波に備えて水門・陸閘を閉めに行った団員の方たちに対して、結局情報を伝える術がない。常備のポンプ車がやっと 1 台来て、皆さんはそこにかじりつきながら情報を聞いて、それでまたみんな散って行くので</p>



	<p>すね。ですから、本当に危ない現場で働く一人一人の団員の方に、災害発生時に情報を伝える手段、あるいは、そこから情報を得る手段というのは、もし携帯がつかなくていけばいいですが、それが途切れると、全くないのが現実です。その辺りのことが、すごく危険な目に遭われているケースが多いところです。</p>
杉並消防団長	<p>ここでこういう話をしているかどうかは分からないのですが、一応杉並区という区、この町に住んでいる限りでは、事実上津波はないですね。土砂崩れというか、崖崩れは幾つかあると思います。それから怖いのは、倒れかかった塀などの倒壊や家の倒壊などだと思うのです。そのようなときに、そこから火災が発生した場合は、消防等が、そういう形になると思うのですが、杉並区の消防団として余りにも密に連絡網をそこまで取るという、そこがめちゃくちゃ危険だということが分かるか分からないかということになれば、結局各地区に全部分かれておりますので、その誰かの団員がそこが危険だと見つけた場合について、それは連絡的に徒歩などの時間で済むような形になりますので、杉並区に住んでいてその辺りは安心だと思うのですが。津波など、恐ろしいものは。何しろ、木造住宅密集地の火災のときに、結局は逃げ場ということになると、それはもう杉並区さんに頼むしかないと思うのですが、それに対する消火などの対策については、安全を監視しながらも本当に消防団もやっていると思います。私たちも、かなりきつく言われております。危ない所には行くなと言われておりますので、そういうことを一生懸命考えながらやっております。</p>
第四消防方面 本部長	<p>補足でよろしいですか。東京消防庁第四消防管理部長の松井と申します。今、先生方からお話があった部分で、実は 3.11 以降に配置したのが、先ほど杉並の団長からお話がありましたように、MC 無線を分団長以上に配置いたしました。当初、個人個人が持っているのもいいのではないかというお話があったのですが、実は携帯電話と無線は全部同じなのですが、皆さんが同時で使ってしまうと逆に使えなくなってしまうと。ですから、杉並消防団も荻窪消防団の皆さんも、お持ちになっている分団長を核として、もし危ない場所に行くのであれば、その方と MC 無線で連絡が取れる体制の中で動こうというように、基本的な動きはそういう形でやっております。MC 無線というのは携帯無線ですから、消防署には 1 台ありますので、消防署とも一応連絡は取れます。ですから、全部の団員の方々が持つと、今度は輻輳の問題も出てきますので、その運用について一応、東京消防庁と消防団の皆さんと検討した結果、分団長以上が妥当ではないかなというところで、現在動いております。</p>
田中区長	<p>そうでしたか。ほかにありますか。</p>
東京都 トラック協会 杉並支部長	<p>トラック協会の飯田と申します。今回、地域防災計画の中に、初めて輸送手段としてのトラック協会の位置付けが明確に明示されましたので、大変これは分かりやすくてよろしいことだと思います。トラック協会といたしましても、いざというときにどういうサイズの車を何台出せるかというリストも、会員からは全部収集して、そういったデータを持っております。</p> <p>昨年、その中で 9 月に、都との合同の総合防災訓練がありました。その際に、別紙 2 の 2 ページ目にフロー図がありますが、この中の地域内輸送拠点として永福体育館、上井草スポーツセンター、高円寺が記載されていますが、永福体育館が実際に昨年の訓連では拠点となりました。ただ、実際に私もその現場へ行って、当日ず</p>

	<p>っと見ていたのですが、御承知のとおり井の頭通りから若干細い道、4m幅の道を数十メートル入って行きますので、本当にいざというときには、車は小型でないと受け付けられませんか、そういうことは言っていられないと思います。</p> <p>そういう中で、本当に場所が適切かどうかは、今後、引き続き御検討いただいたほうがよろしいかなと思います。ほかの2か所は、幹線に面していますので大丈夫だと思いますが、永福に関しては、もし井の頭通りから搬入するのであれば、入口の部分で少し改造するなど、何かをやっておいたほうが良いと思います。現場の目線で考えると、そういうことを感じましたので御報告いたします。</p>
防災課長	<p>正に御指摘いただきましたように、こちらで詳しく明記をさせていただいたのと、今まで協定があってそういった形でやることになっておりましたが、実際の訓練などでもそういったことを行っていなかったもので、実際に、今おっしゃられたようなことが、なかなか分からなかったことも多々あったと思います。今後は、本当にその場所が適しているのかどうかなども含めて考えていきたいです。永福体育館については、公共施設再編で場所も移るといったようなこともありますので、そういうことを含めて拠点の整備もできればと思います。</p>
田中区長	<p>救援所は学校ですよ。学校も広い道路に面している所ばかりではないですよ。意外に住宅街に入り込んでいる所もたくさんあり、特定緊急輸送道路などの基幹的な物流の道路と、救援所までの間をどう確保するかは、大きな課題として私も認識しております。その中で、その区間についての耐震化、不燃化、それから道路の拡幅等には取り組んでいるのですが、成果が十分に得られているかということ、始めたばかりということもありますが、まだまだ力を入れなければならない分野だと認識しております。それは、今後しっかりと対応するように、私からも指示しておきます。</p> <p>切迫した震災直後であればあるほど、車も2トン車が空いているのか、4トン車が空いているのか、それはそのときになってみないと分からないことですので、そういうことを踏まえて、足りないところが何かということ現場で把握して、具体的な施策につなげていくことが必要かと思っております。そのほか、何かありますか。ほかに御意見、御質問等がなければ、杉並区地域防災計画の修正については、原案のとおり決定いただくということでよろしいでしょうか。</p>
	<b>【了承】</b>
田中区長	<p>それでは、そのようにしたいと思います。どうもありがとうございました。なお、ここで頂いた御意見を踏まえて、字句の修正など最終的な調整の部分については、私、会長に御一任いただければ大変有り難く存じますので、それでよろしいでしょうか。</p> <p>では、そうさせていただきたいと思います。</p> <p>長時間、御審議を頂きまして、ありがとうございました。現場の実務的な会議体では、相当この間いろいろとやり取りをさせていただいたと思っております。今日は、それを踏まえての会議ですが、若干私も気になったので、資料をもう少しうまく作れないかということ工夫しなければならないなと思います。今後、皆様は大変かもしれませんが、今後少し資料の在り方など、具体的に実務のレベルで積み上げてきた議論の中で、これだけの方々がかうして多忙の中集まってくださっている</p>

	わけですから、具体的にこのことについて意見を聞きたいとか、協議をしたいとか、もう少し分かりやすい資料など、何か工夫してもらえるといいのではないかと思います。細かいことは、あとでまた言います。
--	---

## 5. 閉 会

田中区长	それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長時間御協力をいただきましてありがとうございました。事務局から何か連絡事項はありますか。
危機管理室長	<p>今、会長からも指摘を受けましたが、資料についてより分かりやすいように改善してまいりたいと思います。また、会長からもお願いがありましたが、字句修正等の最終的なものは、私どものほうで行い、また平成 27 年修正版の地域防災計画の冊子については、今後印刷した後に、皆様のお手元に届くようにしたいと思います。</p> <p>さらに、新年度の防災会議の日程については、詳細が決まり次第、別途御連絡いたします。よろしく願いいたします。本日は、お忙しい中ありがとうございました。</p>
田中区长	ありがとうございました。